

文部科学省令第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十八条、第四十九条の七、第六十八条、第七十七条及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十一日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第七十七条の二 中学校は、当該中学校又は当該中学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であつて、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>第七十九条の八〔略〕</p> <p>2 第七十七条の二及び第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。</p> <p>第百十三条〔略〕</p> <p>2 第七十七条の二及び第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第百三十五条〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>第七十九条の八〔略〕</p> <p>2 第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。</p> <p>第百十三条〔略〕</p> <p>2 第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第百三十五条〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条、第七十八条及び第七十八条の二の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。</p> <p>5 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。